報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 31 年 3 月 20 日
石川行政評価事務所

原動機付自転車の自賠責保険等への加入促進
～石川行政苦情処理委員会の意見を踏まえた参考連絡～

総務省石川行政評価事務所（所長：森木（もりき） 亮（あきら））は、標記に関する行政相談を受けて、石川行政苦情処理委員会(座長：中島秀雄（なかしまひでお） 金沢商工会議所副会頭)(注）に付議した結果を踏まえ、全国で18%が未加入となっている原動機付自転車の自賠責保険等の加入促進を目的として、ナンバープレートの交付申請時に自賠責保険等証明書の提示を求めている市町の取組を他の市町でも検討していただくよう参考連絡しました。

（注）　「石川行政苦情処理委員会」は、苦情の解決の促進等に民間有識者の意見を反映させることにより、国民的立場に立った行政苦情救済の推進を図ることを目的に当事務所が設置。詳細については、当事務所ホームページ参照。
〈ホームページ：http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/ishikawa.html〉

◎　参考連絡に至った経緯

○　原動機付自転車は、自賠責保険等に加入する義務があるが、車検時に自賠責保険等証明書の提示が必要である自動車等と異なり、自賠責保険等の加入を担保する法令上の措置がないこともあり、全国における平成 27 年度の原動機付自転車の自賠責保険等加入率は、**82%**となっており、残りの **18%**は未加入となっている。

○　当事務所で調査したところ、県内 19 市町のうち、9 市町は、独自の判断により、原動機付自転車のナンバープレートの交付申請時に自賠責保険等証明書の提示を求めている。
　また、この 9 市町のうち、3 市町は、当該証明書の提示がなければ、原則、ナンバープレートの交付等をしない対応をしている。

○　当事務所は、石川行政苦情処理委員会に付議した結果を踏まえ、前述の 9 市町の対応内容をその他 10 市町に参考連絡し、同様の措置の検討を依頼した。

【連絡先】
総務省石川行政評価事務所
担当：主任行政相談官　若山
電話：076-222-5231　FAX：076-222-5233

第94回石川行政苦情処理委員会の付議結果（平成31年2月12日）

石川行政評価事務所

【行政相談内容】

私は、自動二輪車の販売店を経営しており、代理で市役所又は町役場に原動機付自転車のナンバープレートの交付申請をしている。

ナンバープレートの交付については、申請の際、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険等」という。）に加入しなければ、交付を認めない市町もあるが、未加入でも交付を認めている市町もあり、対応が市町によって異なっている。

原動機付自転車の無保険車を減らすためにも、自賠責保険等に加入していなければ、ナンバープレートを交付しない取扱いとするべきである。

【関係制度・現状】

○　自賠責保険等の加入義務

自賠責保険等は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく自動車及び原動機付自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図る等を目的としたものであり（自動車損害賠償保障法〔以下「自賠法」という。〕第1条）、未加入で運行することができず（自賠法第5条）、罰則規定〔1年以下の懲役又は50万円以下の罰金〕も設けられている（自賠法第86条の3）。

しかし、原動機付自転車は、車検時に自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書（以下「自賠責保険等証明書」という。）〔**資料1参照**〕の提示を求められる自動車等と異なり、自賠責保険等の加入を担保する法令上の措置がない（**詳細は、資料2参照**）。

○　自賠責保険等の原動機付自転車における加入率

全国における原動機付自転車の自賠責保険等の加入率は、加入する義務があるにもかかわらず、平成27年度の場合、**82%**となっており、**18%**は未加入となっている（当該加入率は、損害保険料率算出機構が発行している「2016年度自動車の概況」及び「2017年度自動車の概況」の数値を用いて算出したものである）。

○　原動機付自転車におけるナンバープレートの交付（軽自動車税の申告）手続

石川県内19市町の税金関係の条例を確認したところ、いずれの市町も、原動機付自転車の所有者等となった者は、軽自動車税の申告書の提出と同時に標識（以下「ナンバープレート」という。）の交付申請書も提出しなければならないとしている。

なお、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第16条に基づく原動機付自転車に係る軽自動車税の申告書の様式は、ナンバープレートの交付申請書も兼ねたものとなっている（**資料3参照**）。

【石川行政評価事務所による調査結果】

○ 原動機付自転車のナンバープレート交付申請（軽自動車税の申告）時に自賠責保険等証明書の提示を求めている市町の状況

石川県内19市町のうち、**9市町**では、ホームページ上で原動機付自転車に係る軽自動車税の申告（新規登録、名義変更等。 以下同じ。）手続の必要書類の一つに自賠責保険等証明書を明記しており、申告時に当該証明書の原本の提示を求めている。

提示を求めている理由は、**ⅰ）自賠責保険等の加入状況を確認するため（8市町）**、**ⅱ）原動機付自転車の車台番号を確認するため（1市町）**となっている。

また、申告時に自賠責保険等証明書の提示がない場合の対応については、**ⅰ）原則、ナンバープレートの交付等をしない（3市町）【詳細は次表参照】**、**ⅱ）ナンバープレートの交付等を行う（6市町）**となっている。

表　自賠責保険等証明書の提示がない場合、原則、ナンバープレートの交付等をしない3市町の具体的な状況

市町名(記号)	自賠責保険等証明書の提示がない場合の具体的な対応内容	自賠責保険等証明書の提示を求めることとした経緯及び開始時期	自賠責保険等証明書の提示を受けた後の事務内容
A	・原則、軽自動車税に係る登録やﾅﾝﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄの交付を認めていない。 ・なお、本対応は、試験的な運用であるので、何らかの提示が困難な事情がある場合は交付している。	・平成30年8月頃に「無保険車をなくすため、軽自動車税の申告時に、有効な自賠責保険等証明書の提示を必至とするべきである。」との相談を受け、当該相談の趣旨に賛同したため、自賠責保険等の加入状況を確認することを目的として、同年9月から開始している。 ・なお、この取扱いは、実験的なものであり、今後も継続するかどうか不明である。	・軽自動車税の申告書の余白に当該証明書の証明書番号を記載している（運転免許証の番号等、本人確認書類の証明番号も併せて記載）。
B	・自賠責保険等証明書の提示がなければ、全てのケースにおいて、軽自動車税に係る登録やﾅﾝﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄの交付を認めていない。	・この取扱いを開始した経緯及び開始時期は不明であるが、自賠責保険等の加入状況を確認するため、本対応を今後も継続する方針である。	・窓口で当該証明書の内容を確認している。
C	・申告者から、ﾅﾝﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄが交付されなければ、自賠責保険等証明書の交付を受けられない**（注）**と申出があった場合を除き、軽自動車税に係る登録やﾅﾝﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄの交付を認めていない。	・同上	・自賠責保険等証明書のコピーを保管している。

（注） **自賠責保険等証明書は、ナンバープレートの番号に限らず、車台番号が分かれば同証明書を交付することができる（石川運輸支局輸送監査部門に確認）。**なお、本表のAは、申告者から、ﾅﾝﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄが交付されなければ、自賠責保険等証明書の交付を受けられないとの申出があった際、当該申告者が加入している損保会社に確認したところ、車台番号が分かれば、自賠責保険等証明書の交付が受けられるとのことであったため、当該申告者に対し、損保会社に確認した内容を伝え、後日、改めて申告するよう説明している。

【石川行政苦情処理委員会（平成31年2月12日開催）の意見】

本件の処理について、石川行政苦情処理委員会に付議し意見を聴取したところ、次のような結論となった。

原動機付自転車は自賠責保険等に加入する義務があるが、加入を担保する法令上の措置がないこともあり、全国的に18%が未加入となっている。

石川行政評価事務所が調査した結果によると、石川県内の19市町のうち、9市町は、独自の判断で、原動機付自転車のナンバープレート交付申請時に自賠責保険等証明書の提示を求めている。また、当該9市町のうち、3市町では、当該証明書の提示ができなければ、原則、ナンバープレートの交付等をしない対応をしている。

市町には、法律上、原動機付自転車の自賠責保険等の加入状況を確認する義務はないが、原動機付自転車の無保険車を減らし、自賠法の目的でもある交通事故による被害者保護を確立するためには、**ⅰ）ナンバープレート交付申請（軽自動車税の申告）時に自賠責保険等証明書の提示を求めている、前述の9市町の対応内容をその他の10市町に参考連絡し、同様の措置の検討を依頼すること、また、ⅱ）前述の9市町にも、県内市町の対応状況を参考連絡（情報提供）すること**が**必要である。**





石川行政苦情処理委員会委員

平成３１年１月２９日現在

座 長	中島（なかしま） 秀雄（ひでお）	金沢商工会議所副会頭 （株）中島商店取締役社長
委 員	長内（おさない） 祐樹（ひろき）	金沢大学 人間社会学域 法学類 准教授 （行政法）
委 員	西（にし） 徹夫（てつお）	弁護士（元金沢弁護士会会長）
委 員	能木場（のきば） 由紀子（ゆきこ）	石川県婦人団体協議会会長 石川県女性センター理事長 行政相談委員
委 員	野坂（のさか） ときこ	司法書士　行政書士 行政相談委員
委 員	横山（よこやま） 朱門（しゅもん）	（株）北國新聞社編集局長

（五十音順、敬称略）

第一号様式（第一条関係）

証明書番号　第　　号　　年　　月　　日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

保険会社名　　印

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号（車台番号）		自動車の種別	
保険期間	自　年　月　日 間 至　年　月　日午前12時	使用の本拠の所在地	
保険契約者の住所及び氏名		保険料	
異動事項		指定金融機関名	
		保険料収納済印	
管轄店名及び所在地		扱者印	

（日本工業規格Ａ列５番）

備考

(1)　「自動車登録番号、車両又は標識の番号（車体番号）」欄には、自動車登録番号若しくは、車両番号、標識の番号又は道路交通に関する条約の規定による登録番号を記載すること。これらが存じない場合

には、車体番号（臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は臨時運転番号標を表示して運行の用に供する自動車にあつては、当該臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標若しくは臨時運転番号標の番号又は車体番号）を記載すること。

(2)　「自動車の種別」欄には、別表（一）の区分による車種（原動機付自転車にあつては、その旨）記載すること。

(3)　「使用の本拠の所在地」欄には、使用の本拠の存する都府県及び北海道にあつては、使用の本拠を管轄する運輸支局の存する市を表示すること（離島にあつては、ｋしようの本拠の所在地の後に「(離島)」と記載すること。)。

(4)　「指定金融機関名」欄には、指定金融機関（保険会社が保険料の収納を委任した金融機関をいう。以下同じ。）が保険料を収納する場合に限り、当該金融機関名を記載すること。

(5)　「保険料収納済印」欄には、保険会社、代理店又は指定金融機関が保険料収納したことを証する印を押すこと。

(6)　代理店手数料扱いの契約にあつては、「扱者印」欄に当該代理店の印を押すこと。

(7)　自動車損害賠償責任共済証明書は、この様式中「自動車損害賠償責任保険証明書」の文字に代えて「自動車損害賠償責任共済証明書」の文字を、「自動車損害賠償責任保険証明書」の文字に代えて「自動車損害賠償責任共済契約」の文字を、「保険会社名」の文字に代えて「組合名」の文字を、「保険期間」の文字に代えて「共済期間」の文字を、「保険契約者」の文字の文字に代えて「共済契約者」の文字を、「保険料」の文字に代えて「共済掛金」の文字を、「保険料収納済印」の文字に代えて「共済掛金収納済印」の文字を、「管轄店名」の文字に代えて「組合名又は組合の支部等の名称」の文字を表示するほか、(1)～(5)に準ずること。

表　自賠責保険等証明書の提示が義務付けられている手続等

種別		自賠責保険等の加入が義務付けされている車両	自動車検査が義務付けされている車両 **※自動車検査証の交付を受けるために自賠責保険等証明書の提示が必要（注１）**	使用の届出が義務付けられている車両 **※使用の届出時に自賠責保険等証明書の提示が必要（注２）**
普通自動車（2,000cc を超える自動車）		○	○	×
小型自動車	660cc を超え、2,000cc 以下の自動車	○	○	×
	250cc を超える二輪自動車	○	○	×
軽自動車	660cc 以下の自動車	○	○	×
	125cc を超え 250cc 以下の二輪自動車	○	×	○
大型特殊自動車	ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰ等（小型特殊自動車以外のもの）	○	○	×
小型特殊自動車	ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ等で最高時速 15 ㎞/h 以下の自動車	○	×	×
	農作業用で最高時速 35 ㎞/h 未満の自動車	×	×	×
原動機付自転車	第一種原動機付自転車（50cc 以下）	○	×	×
	第二種原動機付自転車（125cc 以下）	○	×	×

（注）１　道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく普通自動車、小型自動車、軽自動車（排気量 250cc 以下の二輪自動車等を除く。）及び大型特殊自動車については、自賠責保険等証明書を提示しなければ、自動車検査証の交付（道路運送車両法第 60 条及び第 62 条）を受けることはできない（自賠法第 9 条）。

２　道路運送車両法に基づく自動車検査を受ける必要のない軽自動車（排気量 250cc 以下の二輪自動車等）は、その使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等に届け出て、車両番号の指定を受けなければならず（道路運送車両法第 97 条の 3）、この届出の際に自賠責保険等証明書を提示しなければ、車両番号の指定を受けることはできない（自賠法第 9 条）。

軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

平成　　年　　月　　日

市町村長　殿

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由		種別		標識番号	
新規	変更	原動機付自転車	小型特殊自動車		
□ 購入 □ 譲受け □ 転入 □ その他 (　　)	□ 所有者 □ 使用者 □ 住所 □ 標識番号 □ その他 (　　)	□ 第一種(0.05L以下) □ 第二種　乙(0.09L以下) □ 第二種　甲(0.125L以下) □ ミニカー	□ 農耕作業用 □ その他 (　　)	納税義務発生年月日	平成　　年　　月　　日
				旧標識番号	

納税(申告・報告)義務者	所有者	住所又は所在地	〒□□□-□□□□		
		(フリガナ) 氏名又は名称	㊞		
		生年月日	明・大・昭・平　年　月　日	電話番号	
	使用者	住所又は所在地	〒□□□-□□□□		
		(フリガナ) 氏名又は名称	㊞		
		生年月日	明・大・昭・平　年　月　日	電話番号	
届出者		住所又は所在地			
		(フリガナ) 氏名又は名称			
		電話番号			

所有の形態	1. 自己所有　2. 所有権留保　3. 商品車　4. リース車 5. その他(　　)
主たる定置場 ※(　)内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ　(　　) 2.　(　　)

車名	型式及び年式	原動機の型式
	型 年式	
車台番号	型式認定番号	総排気量又は定格出力
		L kW

販譲売渡証明書

上記原動機付自転車・小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。

平成　　年　　月　　日

住所又は所在地

氏名又は名称　　㊞

電話番号

資料3

第３３号の５様式記載要領

１　この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車１台ごとに作成すること。

２　「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当する項目の□（チェック欄）にレを記入すること。

３　「納税（申告・報告）義務者」の欄については、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。

４　「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。

５　「所有形態」の欄については、該当する項目を○で囲むこと。
また、「５．その他」に該当する場合には、（　　）内にその詳細を記入すること。

６　「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場の位置が所有者の住所又は所在地と同じである場合については１を○で囲み、それ以外の場合については２の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。

７　「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。